

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	令和4年10月26日
【会社名】	総合商研株式会社
【英訳名】	SOUYOU SHOUKEN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 片岡 廣 幸
【本店の所在の場所】	札幌市東区東苗穂二条三丁目4番48号
【電話番号】	011(780)5677
【事務連絡者氏名】	取締役企画管理本部長 長岡 一人
【最寄りの連絡場所】	札幌市東区東苗穂二条三丁目4番48号
【電話番号】	011(780)5677
【事務連絡者氏名】	取締役企画管理本部長 長岡 一人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、令和4年10月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

令和4年10月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 役付取締役の変更

経営体制強化のため、新たに「取締役名誉会長」及び「取締役副社長」を置くことができるよう、定款第22条（代表取締役及び役付取締役）第2項を変更するものであります。

2. 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、加藤優、片岡廣幸、小林直弘、高谷真琴、棟方充、長岡一人、竹田利之、大平亮一、藤丸順子、高田育生を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	25254	103	0	(注)1	可決 99.46
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件					
加藤 優	25,231	126	0	(注)2	可決 99.37
片岡 廣幸	25,261	96	0		可決 99.49
小林 直弘	25,261	96	0		可決 99.49
高谷 真琴	25,241	116	0		可決 99.41
棟方 充	25,261	96	0		可決 99.49
長岡 一人	25,261	96	0		可決 99.49
竹田 利之	25,261	96	0		可決 99.49
大平 亮一	25,261	96	0		可決 99.49
藤丸 順子	25,271	86	0		可決 99.53
高田 育生	25,261	96	0		可決 99.49

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。